

土地収用制度の流れ

用地取得が困難

土地収用法による収用手続

事業認定手続

認定し起業者に収用権を付与
大臣又は知事が事業の公益性を

事業認定申請

【起業者 国土交通大臣・知事】

・起業者による事前説明会の開催

国土交通大臣が事業認定する事業

起業者が国又は県である事業
起業地が2県以上にわたる事業 等

知事が事業認定する事業

国土交通大臣が認定する事業以外の事業

事業認定

【国土交通大臣・知事】

・公聴会開催要求があった場合に公聴会の開催
・意見書が提出された場合に第三者機関へ意見聴取
認定理由の公表

土地調書・物件調書の作成【起業者】

収用裁決手続

所有者・補償金額等を確定
収用委員会が収用すべき土地の

権利取得裁決の申請、明渡裁決の申立

【起業者 収用委員会】

審理、現地調査等【収用委員会】

裁 決（権利取得裁決、明渡裁決）

【収用委員会 起業者、土地所有者】

補償金の払渡【起業者 土地所有者】

権利取得・明渡【起業者】